

申し合わせ事項

1 招 集

- (1) 各中継所においては、下記の時間に競技者の招集を行い点呼する。それに遅れたものは棄権とみなす。
- (2) 招集開始時刻前のアナウンスやタスキ受け渡し前の通告は、あくまで目安です。自己責任で集合や競技の準備をすること。

中継所	招集時間	先頭通過 予定時刻	中継所	招集時間	先頭通過 予定時刻
スタート	8:35~8:50	9 : 0 0	第 4	9:04~9:24	9 : 5 3
第 1	8:36~8:56	9 : 1 6	第 5	9:14~9:34	1 0 : 0 3
第 2	8:48~9:08	9 : 2 7	第 6	9:25~9:45	1 0 : 1 5
第 3	9:00~9:20	9 : 4 1			

2 走 行

- (1) 競技者は、身体に異常を感じた時は速やかに役員に申し出て競技を中止すること。
- (2) 競技者が途中で競技を続行できない状態になったとき、または競技を中止させられた場合は、当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームは審判長の指示に従い、次区間走者から競技を続行することができる。この場合、その区間の最終走者とともスタートする。また、各区間記録は認められる。

3 コース・中継所

- (1) 中継所及びスタート・ゴール地点前後 100m以内は、駐停車を禁止する。
- (2) 中継所付近は、競技者及び役員以外の立ち入りを禁止する。
- (3) レースの中（先導車と後走車の間）へは役員以外の立ち入りを禁止する。

4 競技者及び役員の移動

- (1) 競技者の中継所への移動及び役員の配置場所への移動は、各チームで行うこと。ただし、競技者輸送車は**各チーム2台**までとする。

5 部 門

- (1) ①一般の部 ②女子の部 ③男女混成の部 の3部門とする。
- (2) 一般の部への女子の参加を可とする。個人記録については女子扱いとする。

6 その他

- (1) チーム名は、節度あるものにすること。そうでないと判断した場合は、再考とする。
- (2) ルールやマナーの違反があった場合は、実行委員会で次回大会のペナルティーを決定する。ペナルティーの内容は、別表（ペナルティー詳細）のとおりとする。

別表（ペナルティー詳細）

ルール・マナー違反例	左の違反に対するペナルティー
代表者会議欠席・遅刻	該当違反 2 個以上のチーム ①各部門の最後尾からスタートする。 ②チーム役員の選出を、規定人数より 1 名増とする。 <u>※著しいルール・マナー違反と実行委員会で判断された場合は、ペナルティーの数に関係なく次回大会への出場を認めない。</u>
役員説明会欠席・遅刻	
大会当日のチーム受付欠席・遅刻	
大会当日のチーム役員受付欠席・遅刻	
チーム役員が配置場所に来ない	
選手が招集時刻までに来ない	
登録選手以外の選手を競技に参加させた	
イヤホン・ヘッドホンをしての走行	
競技中の助力（飲食物の受取り・伴走など）	
配布された競技者輸送車証を掲示しないで、選手を送迎した。（各チーム 2 台配布）	
進入禁止箇所への進入や、中継所・ゴール周辺での路上駐車	
その他、競技規定・申し合わせ事項の違反など	